

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

## 規 則 目 次

秋田県行政組織規則の一部を改正する規則(三七・総務課)

秋田県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第三十七号

秋田県行政組織規則の一部を改正する規則

秋田県行政組織規則(昭和五十六年秋田県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「地方部」を「地域振興局」に、「第十五条の五」を「第十五条の十三」

に、「第四款 削除

第五款 県税事務所(第二十六条 第二十八条) を「第四款及び第五款 削

除」に改め、「第六款の二 健康福祉センター(第三十条の六 第三十条の十一)「

を削り、「第三十九款 総合農林事務所(第一百十二条 第一百七十七条) を「第三十九

第四十款及び第四十一款 削除

第五十款 仙北平野土地改良事務所(第一百五十

款から第四十一款まで 削除」に、第五十一款から第五十三款まで 削除

第五十四款 八郎潟基幹施設管理事務所(第百

一条 第一百五十三条) を「第五十款から第五十四款まで 削除」に、第七十

七十三条・第六十四(条)「

第六十三条・第六十四(条)「

款から第七十二款まで 削除

三款 建設事務所(第二百十三条 第二百七条) を「第七十款から第七十四款ま

四款 削除

で削除」に、「第七十八款 ダム管理事務所(第二百三十一条 第二百三十四条)「

を「第七十八款 削除」に、「第八十三款 芋川災害復旧事務所(第二百四十四条の

第八十四款 補則(第二百四十四条の四)

二・第二百四十四条の三)

を「第八十三款 補則(第二百四十四条の二)「に改め

る。

第三条中「掲げる課」の下に「及び局」を加え、同条の表企画振興部の項中「学術

振興課」を「学術振興課

に改め、同項中「国際系大学設置準備

国際教養大学設置準備事務局」

を削り、同表農林水産部の項中「農林政策課 森林環境対策室」を「農林政策課

森林環境対策室

に、「水田総合利用推進課」を「水田総合利用課」に改

め、同表産業経済労働部の項中「産業経済政策課」を「産業経済政策課 マーケテ

ィング室」に改める。

第四条の二中「及び」の下に「局並びに」を、「当該課」の下に「、局」を加え

る。

第五条総務課の項第二十二号を削り、同項第二十三号中「地方部」を「地域振興

局」に改め、同号を同項第二十二号とし、同項第二十四号を第二十三号とし、第二

十五号から第二十八号までを一号ずつ繰り上げ、同条税務課の項第五号を削る。

第六条の見出し中「各課」を「各課局」に改め、同条第一項中「企画振興部各課」

を「企画振興部各課局」に改め、同項総合政策課の項第七号中「部内各課」を「部内

各課局」に改め、同項学術振興課の項第七号を削り、同項学術振興課の項の次に次の

ように加える。

国際教養大学設置準備事務局

国際教養大学の設置に関すること。

第六条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

第七条第一項福祉政策課の項第十五号を削り、第十四号を第十五号とし、第六号

から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 バリアフリー社会の形成の促進に関すること。

第八条環境政策課の項第一号中「及び調整」を「、調整及び推進」に改める。

第九条第一項中「の各課」を「各課」に改め、同項農林政策課の項第二十号を次の

第九号第一項中「の各課」を「各課」に改め、同項農林政策課の項第二十号を次の

よつに改める。

二十 農産物の販売の促進のための情報の収集及び提供、調査研究並びに宣伝その他販売対策に関すること(他の所管に属するものを除く。)

九条第一項中「水田総合利用推進課」を「水田総合利用課」に改め、同項農地整備課の項第十五号及び第十六号を削り、同条に次の一項を加える。

三 農林政策課農業マーケティング室は、農林政策課の所掌事務のうち第二十号に掲げる事務を分掌する。

第十一条第一項産業経済政策課の項中第十七号を第十九号とし、第十一号から第十六号までを二号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の二号を加える。

十一 企業の事業活動の活性化及び雇用機会の創出に關して緊急的に実施する施策の企画、推進及び総合調整に関すること(他の所管に属するものを除く。)

十二 製品の販売の促進のための情報の収集及び提供、調査研究並びに宣伝その他販売対策に関すること(他の所管に属するものを除く。)

第十一条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

二 産業経済政策課マーケティング室は、産業経済政策課の所掌事務のうち第十二号に掲げる事務を分掌する。

第十二条建設交通政策課の項中第十号から第十八号までを削り、第十九号を第十号とし、第二十号を第十一号とし、同条都市計画課の項に次の一号を加える。

十三 秋田中央道路建設事務所に関する事。

第十二条下水道課の項に次の一号を加える。

七 流域下水道事務所に関する事。

第十二条道路建設課の項に次の一号を加える。

五 高速道路対策事務所に関する事。

第十二条河川課の項に次の一号を加える。

十七 砂子沢ダム建設事務所に関する事。

第十二条港湾空港課の項に次の二号を加える。

十 港湾事務所に関する事。

十一 空港管理事務所に関する事。

第十二条建築住宅課の項第五号を次のように改める。

五 建築防災に関する事。

第十四条第一項の表秋田県クリーニング師試験委員の項中「秋田県クリーニング師試験委員に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第五十号)第一条」を「クリーニング業法施行条例(平成十四年秋田県条例第七十六号)第四条第一項」に改め、同表秋田県自然環境保全審議会の項中「鳥獣保護及狩猟二関スル法律(大正七年法律第三十

二号」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)」に改める。

第十五条中「地方部」を「地域振興局」に改め、「県税事務所」、「健康福祉センター」、「総合農林事務所」、「仙北平野土地改良事務所」、「八郎潟基幹施設管理事務所」、「建設事務所」、「ダム管理事務所」及び「芋川災害復旧事務所」を削る。

第二章第三節第一款の二を次のように改める。

第一款の二 地域振興局

(事務)

第十五条の二 地域振興局は、次の各号に掲げる事務を行う機関とする。

一 地域振興に関する事。

二 県税に関する事。

三 福祉、保健及び環境保全に関する事。

四 農業、林業及び水産業に関する事。

五 建設及び交通体系の整備に関する事。

(名称、位置及び所管区域)

第十五条の三 地域振興局の名称、位置及び所管区域は、秋田県地域振興局設置条例(平成十四年秋田県条例第六十八号)第二条第一項に定めるところによる。

(内部組織)

第十五条の四 次の表の上欄に掲げる地域振興局に当該中欄に掲げる部を置き、当該部に当該下欄に掲げる課及び室を置く。

鹿角地域振興局	総務企画部	総務経理課 地域企画課 県税課 出納室
山本地域振興局	福祉環境部	企画福祉課 健康・予防課 環境指導課
由利地域振興局	農林部	農林企画課 普及指導課 森づくり推進課 農村整備課
仙北地域振興局		
雄勝地域振興局		

北秋田地域振興局							
建設部	建設部	建設部	農林部	鷹巣阿仁福祉環境部	大館福祉環境部	総務企画部	建設部
企画道路課 用地課 河川砂防課 建築課	企画道路課 用地課 河川砂防課 建築課	企画道路課 用地課 河川砂防課 建築課	農林企画課 普及指導課 森づくり推進課 農村整備課	企画福祉課 健康・予防課 環境指導課	企画福祉課 健康・予防課 環境指導課 試験検査課	総務経理課 地域企画課 県税課 出納室	企画道路課 用地課 河川砂防課 建築課
納税課 課税課	総務企画部 地域企画課 出納室						
県税課							

平鹿地域振興局				秋田地域振興局		
建設部	農林部	福祉環境部	総務企画部	建設部	農林部	福祉環境部
企画道路課 用地課 河川砂防課 建築課	農林企画課 普及指導課 森づくり推進課 農村整備課	企画福祉課 健康・予防課 環境指導課 試験検査課	総務経理課 地域企画課 県税課 出納室	企画道路課 用地課 都市計画課 河川砂防課 建築課	農林企画課 普及指導課 森づくり推進課 農村整備課	企画福祉課 健康・予防課 環境指導課 試験検査課

2 次の表の上欄に掲げる地域振興局の部及び課の位置は、当該下欄に定めるとおり  
となる。

鹿角地域振興局福祉環境部	大館市十二所字平内新田二百三十七番地の一
北秋田地域振興局総務企画部 税課	大館市片山町三丁目十四番五号
北秋田地域振興局大館福祉環境部	大館市十二所字平内新田二百三十七番地の一
秋田地域振興局福祉環境部	南秋田郡昭和町乱橋字古開百七十二番地の一
由利地域振興局福祉環境部	本荘市出戸町字水林四百八番地
平鹿地域振興局福祉環境部	横手市旭川一丁目三番四十六号

3 地域振興局に事務所を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
秋田県北秋田地域振興局大館地区総合事務所	大館市片山町三丁目十四番五号
秋田県北秋田地域振興局早口ダム管理事務所	北秋田郡田代町早口字大割沢一番地
秋田県北秋田地域振興局山瀬ダム管理事務所	北秋田郡田代町岩瀬字大川目元渡四番地の百九十八
秋田県北秋田地域振興局萩形・森吉ダム管理事務所	北秋田郡上小阿仁村南沢字小阿仁奥山国有林
秋田県山本地域振興局素波里・水沢ダム管理事務所	山本郡藤里町粕毛字鹿瀬内沢国有林

秋田県秋田地域振興局八郎潟基幹施設管理事務所  
南秋田郡大潟村字西野百九十番地の一

4 地域振興局の事務所に出張所を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
秋田県秋田地域振興局旭川ダム管理事務所	秋田市仁別字マンタラメ百十五番地の六
秋田県秋田地域振興局岩見ダム管理事務所	河辺郡河辺町三内字財の神国有林
秋田県仙北地域振興局仙北平野農村整備事務所	大曲市日の出町一丁目四番二十二号
秋田県仙北地域振興局鎧畑ダム管理事務所	仙北郡田沢湖町田沢字中山四十四番地の七
秋田県仙北地域振興局協和ダム管理事務所	仙北郡協和町船岡字大川前八番地
秋田県平鹿地域振興局大松川ダム管理事務所	平鹿郡山内村大松川字木戸口六十番地
秋田県雄勝地域振興局皆瀬・板戸ダム管理事務所	雄勝郡皆瀬村川向字小貝淵十一番地の二
秋田県北秋田地域振興局萩形・森吉ダム管理事務所森吉出張所	北秋田郡森吉町森吉字砂子沢下岱七十番地
秋田県山本地域振興局素波里・水沢ダム管理事務所水沢出張所	山本郡峰浜村水沢字水沢山十三番地

(地域振興局総務企画部各課室の所掌事務)

第十五条の五 地域振興局総務企画部各課室の所掌事務は、次のとおりとする。  
総務経理課

- 一 県印、知事印その他公印に関する事(他の所管に属するものを除く。)
- 二 人事、給与、文書及び財務に関する事(他の所管に属するものを除く。)
- 三 地方機関の職員の福利厚生に関する事。
- 四 庁舎及び公舎その他の公有財産の管理に関する事(他の所管に属するものを除く。)
- 五 証紙に関する事。
- 六 建設業に関する事(企画道路課の所管に属するものを除く。)
- 七 他の所管に属しない事務に関する事。
- 八 福祉事務所及び保健所の財務に関する事(他の所管に属するものを除く。)

地域企画課

- 一 局内の調整に関する事。
- 二 県政の広報及び県政に関する広聴に関する事。
- 三 地域振興計画及び主要事業の総合調整に関する事。
- 四 市町村との連絡調整に関する事。
- 五 他の地方機関等との連絡調整に関する事。
- 六 行政文書の公開請求の受付及び行政文書の公開に関する相談、案内等に関する事。
- 七 個人情報の開示請求等の受付及び個人情報の開示等に関する相談、案内等に関する事。
- 八 消防防災に関する事。
- 九 旅券の申請の受付及び交付に関する事。
- 十 市民活動の促進に関する事。
- 十一 消費者行政、物価対策並びに生活関連物資の調査及び監視に関する事。
- 十二 交通安全対策に関する事。
- 十三 県民文化の振興に関する事。
- 十四 青少年の健全育成に関する事。
- 十五 男女共同参画社会の実現に関する事。
- 十六 景観保全に関する事。
- 十七 交通事故相談に関する事。
- 十八 商工観光の振興に関する事。
- 十九 商工観光に関する調査並びに情報の収集及び提供並びに関係団体等との連絡調整に関する事。

- 二十 商工団体等の指導に関する事。
- 二十一 県産品の販路拡大に関する事。
- 二十二 中小企業の経営相談に関する事。
- 二十三 労働及び雇用対策に関する事。

県税課

- 一 県税の賦課徴収に関する事。
- 二 県税に係る税外収入金の徴収に関する事。
- 三 前二号に掲げるもののほか、県税に関する事。
- 四 公印の管守に関する事(他の所管に属するものを除く。)

出納室

- 一 現金の収納及び保管に関する事。
- 二 支出命令の審査に関する事。
- 三 源泉徴収に係る所得税及び住民税の徴収及び納入に関する事。
- 四 会計事務の指導に関する事。
- 五 物品の購入に関する事。
- 六 現金取扱員及び物品取扱員の任免に関する事。

2 北秋田地域振興局総務経理課においては、前項に規定する事務のほか、大館地区総合事務所に関する事を所掌する。

3 秋田地域振興局総務経理課においては、第一項総務経理課の項第四号に掲げる事は所掌しないものとする。

4 秋田地域振興局地域企画課においては、第一項地域企画課の項第六号、第七号、第九号及び第十七号に掲げる事務は、所掌しないものとする。

(秋田地域振興局県税部各課の所掌事務)

第十五条の六 秋田地域振興局県税部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

納税課

- 一 県税の徴収に関する事。
- 二 県税に係る税外収入金の徴収に関する事。
- 三 前二号に掲げるもののほか、県税に関する事。
- 四 公印の管守に関する事(他の所管に属するものを除く。)
- 五 人事、給与、文書及び財務に関する事(総務経理課の所管に属するものを除く。)

課税課

- 一 県税の賦課に関する事。
- 二 県税に係る税外収入金の賦課に関する事。
- 三 県税の犯則取締りに関する事。

(地域振興局福祉環境部各課の所掌事務)

第十五条の七 地域振興局福祉環境部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

企画福祉課

- 一 保健及び福祉に関する施策の企画及び総合調整に関すること。
- 二 社会福祉事業に関すること。
- 三 社会福祉法人に関すること。
- 四 地域福祉活動の推進に関すること。
- 五 バリアフリー社会の形成の促進に関すること。
- 六 民生委員及び児童委員に関すること。
- 七 生活保護の決定及び実施に関すること。
- 八 要保護世帯の調査、指導及び援護に関すること。
- 九 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。
- 十 旧軍人、戦傷病者、戦没者遺族、引揚者等の援護に関すること。
- 十一 老人の福祉及び生きがい対策に関すること。
- 十二 介護保険に関すること。
- 十三 児童、母子、寡婦、父子、身体障害者及び知的障害者の福祉並びにこれらの者に関する福祉団体に関すること。
- 十四 精神保健及び精神障害者の福祉並びに精神障害者に関する団体に関すること。
- 十五 児童扶養手当及び特別児童扶養手当の支給に関すること。
- 十六 児童の健全育成に関すること。
- 十七 婦人保護に関すること。
- 十八 地域保健対策の推進に関すること。
- 十九 保健医療関係団体及び福祉関係団体に関すること(他の所管に属するものを除く。)
- 二十 社会福祉統計及び地域保健統計に関すること。
- 二十一 保健及び福祉に関する職員等の資質の向上、人材の確保及び学生等の実習に関すること。
- 二十二 公印の管守に関すること(他の所管に属するものを除く。)
- 二十三 人事、給与、文書及び財務に関すること(総務経理課の所管に属するものを除く。)
- 二十四 部内各課の連絡調整に関すること。
- 二十五 他の課の所管に属しない事務に関すること。
- 二十六 前各号に掲げるもののほか、福祉事務所及び保健所企画福祉課の事務の執行に関すること。

健康・予防課

- 一 結核及び感染症の予防対策に関すること。
- 二 難病対策及び原爆被爆者対策に関すること。
- 三 市町村の健康づくり事業の指導に関すること。
- 四 母性及び乳幼児並びに老人の保健に関すること。
- 五 栄養の改善その他の地域住民の健康の保持及び増進に関すること。
- 六 栄養士、管理栄養士及び調理師に関すること。
- 七 歯科保健に関すること。
- 八 病院、診療所その他の医療機関に関すること。
- 九 医師、歯科医師その他の医療関係者に関すること。
- 十 薬局、医薬品販売業、医薬品製造業等に関すること。
- 十一 毒物劇物営業の取締りに関すること。
- 十二 麻薬、大麻、あへん等の取締りに関すること。
- 十三 前各号に掲げるもののほか、保健所健康・予防課の事務の執行に関すること。

環境指導課

- 一 食品衛生に関すること。
- 二 死亡獣畜取扱場及び化粧場に関すること。
- 三 狂犬病予防及び動物の管理に関すること。
- 四 製菓衛生師に関すること。
- 五 水道、浄化槽及び廃棄物の処理に関すること。
- 六 生活衛生関係営業施設に関すること。
- 七 理容師、美容師及びクリーニング師に関すること。
- 八 公害の防止に関すること(他の所管に属するものを除く。)
- 九 温泉に関すること。
- 十 墓地、火葬場及び納骨堂に関すること。
- 十一 建築物における衛生的環境の確保に関すること。
- 十二 有害物質を含有する家庭用品の規制に関すること。
- 十三 前各号に掲げるもののほか、保健所環境指導課の事務の執行に関すること。

試験検査課

- 一 衛生上の理化学試験に関すること。
  - 二 衛生上の細菌検査及び臨床検査に関すること。
  - 三 前二号に掲げるもののほか、保健所試験検査課の事務の執行に関すること。
- 2 鹿角地域振興局福祉環境部においては、前項企画福祉課の項第二十六号に掲げる

事務、健康・予防課の項第十三号に掲げる事務及び環境指導課の項第十三号に掲げる事務は、所掌しないものとする。

3 北秋田地域振興局大館福祉環境部各課の所掌事務は、大館市並びに北秋田郡比内町及び田代町の区域に係る第一項に規定する当該各課の事務とする。

4 北秋田地域振興局鷹巣阿仁福祉環境部各課の所掌事務は、北秋田郡鷹巣町、合川町、森吉町、阿仁町及び小阿仁村の区域に係る第一項に規定する当該各課の事務とする。

5 秋田地域振興局環境指導課においては、第一項環境指導課の項第三号に掲げる事務は、所掌しないものとする。

6 北秋田地域振興局、秋田地域振興局及び平鹿地域振興局以外の地域振興局の福祉環境部並びに北秋田地域振興局鷹巣阿仁福祉環境部においては、第一項試験検査課の事務（鹿角地域振興局にあつては、同項試験検査課の項第三号に掲げる事務を除く。）は、環境指導課が所掌する。

（地域振興局農林部各課の所掌事務）

第十五条の八 地域振興局農林部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

農林企画課

- 一 市町村の地域農業振興計画の樹立指導及び推進に関すること。
- 二 農業振興地域の整備に関すること。
- 三 農業及び農村に関する振興計画に関すること。
- 四 農業経営基盤強化に関すること。
- 五 山村振興対策事業に関すること。
- 六 中山間地域対策事業に関すること。
- 七 入会林野等の整備に関すること。
- 八 農業構造改善事業の推進に関すること。
- 九 農業委員会に関すること。
- 十 農業者年金に関すること。
- 十一 農地等の権利移動及び転用の制限並びに利用関係の調整に関すること。
- 十二 国有農地等の管理及び処分に関すること。
- 十三 農業関係制度金融に関すること。
- 十四 都市と農山村との交流に関すること。
- 十五 米穀の生産調整及び市町村別予定計画出荷数量の決定に関すること。
- 十六 農業協同組合、農業共済組合その他農業団体に関すること。
- 十七 農業倉庫業に関すること。
- 十八 農畜産物の生産振興及び流通に関すること。
- 十九 計画流通米の販売業及び需給調整に関すること。

二十 農業災害に関すること。

二十一 地方卸売市場の検査及び指導に関すること。

二十二 漁業の振興に関すること。

二十三 漁業協同組合その他水産業団体に関すること。

二十四 遊漁船業に関すること。

二十五 内水面における漁業の取締りに関すること。

二十六 公印の管守に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

二十七 人事、給与、文書及び財務に関すること（総務経理課の所管に属するものを除く。）。

二十八 部内各課の連絡調整に関すること。

二十九 他の課の所管に属しない事務に関すること。

普及指導課

一 その所属の改良普及員の行う農業改良助長法（昭和二十三年法律第六十五号）第十四条の二第五項の事務の連絡調整その他農業経営及び農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を総合するための活動に関すること。

二 農業者に対する農業経営又は農村生活の改善に関する情報の提供に関すること。

三 新規就農を促進するための情報の提供、相談その他の活動に関すること（農業改良助長法第十四条第一項第五号の研修教育を除く。）。

四 前三号に掲げるもののほか、地域農業改良普及センターの事務の執行に関すること。

森づくり推進課

一 林業技術の普及指導に関すること。

二 鳥獣保護及び狩猟に関すること。

三 森林組合の指導及び検査に関すること。

四 林業及び林産業に関する金融に関すること。

五 造林事業に関すること。

六 県営林に関すること。

七 保安林及び保安施設地区に関すること。

八 治山事業に関すること。

九 林野に係る地すべり等防止事業に関すること。

十 林道の工事及び管理に関すること。

十一 木材産業の振興に関すること。

十二 林業構造改善事業の推進に関すること。

十三 林産物の生産及び流通に関すること。

十四 前各号に掲げるもののほか、林業に関する事。  
農村整備課

一 県営農業農村整備事業に関する事。

二 団体営農業農村整備事業の指導及び監督に関する事。

三 農地及び農業用施設の災害復旧事業に関する事。

四 農用地の集団化に関する事。

五 農村の生活環境の整備に関する事。

六 土地改良区に関する事。

七 土地改良事業の認可に関する事。

八 農業農村整備事業に係る金融に関する事。

2 山本地域振興局、秋田地域振興局及び由利地域振興局の農村整備課においては、

前項に規定する事務のほか、漁港整備事業及び沿岸漁場整備開発事業並びに漁港の

管理に関する事務を所掌する。

3 秋田地域振興局農林企画課においては、第一項に規定する事務のほか、八郎潟基

幹施設管理事務所に関する事を所掌する。

4 仙北地域振興局農林企画課においては、第一項に規定する事務のほか、仙北平野

農村整備事務所に関する事を所掌する。

(地域振興局建設部各課の所掌事務)

第十五条の九 地域振興局建設部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

企画道路課

一 交通体系の整備に関する事。

二 一般国道(国直轄指定区間を除く。)及び県道に関する事。

三 市町村が行う道路工事の指導に関する事。

四 前二号に掲げるもののほか、道路工事に関する事。

五 土木事業に関する技術的な事項の調整及び指導に関する事。

六 土木事業の設計積算に関する事。

七 建設工事の費用の縮減に関する事。

八 建設業に関する事(総務経理課の所管に属するものを除く。)

九 公印の管守に関する事(他の所管に属するものを除く。)

十 人事、給与、文書及び財務に関する事(総務経理課の所管に属するものを除く。)

十一 部内各課の連絡調整に関する事。

十二 他の課の所管に属しない事務に関する事。

十三 ダム管理事務所に関する事。

用地課

一 道路、河川、砂防等の公共用財産の管理に関する事。

二 公共用地の取得、物件移転、補償及び登記に関する事(都市計画街路事業に係るものを除く。)

三 屋外広告物の規制に関する事。

四 都市計画制限に関する事。

五 市町村が行う土地区画整理事業の指導に関する事。

六 路外駐車場に関する事。

七 特定生活関連施設の協議に関する事(建築に係るものを除く。)

都市計画課

一 都市計画及び都市計画事業に関する事。

二 都市計画街路事業に係る公共用地の取得、物件移転、補償及び登記に関する事。

三 市町村が行う都市計画事業の指導に関する事。

河川砂防課

一 河川(国直轄管理区間及び準用河川を除く。)に関する事。

二 市町村が行う河川工事の指導に関する事。

三 砂防に関する事。

四 地すべり防止に関する事(他の所管に属するものを除く。)

五 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する事。

建築課

一 建築基準に関する事。

二 建築士に関する事。

三 公共住宅に関する事。

四 住宅金融公庫の受託業務に関する事。

五 宅地建物取引業に関する事。

六 県有建築物の管轄に関する事(他の所管に属するものを除く。)

七 前各号に掲げるもののほか、建築に関する事。

2 秋田地域振興局以外の地域振興局の建設部企画道路課においては、前項都市計画

課の項第一号及び第三号に掲げる事務を所掌する。

3 秋田地域振興局以外の地域振興局の建設部用地課においては、第一項都市計画

の項第二号に掲げる事務を所掌する。

4 次の表の上欄に掲げる地域振興局建設部各課においては、第一項に規定する事務

のほか、当該下欄に掲げる事務を所掌する。

のほか、当該下欄に掲げる事務を所掌する。

のほか、当該下欄に掲げる事務を所掌する。

のほか、当該下欄に掲げる事務を所掌する。

のほか、当該下欄に掲げる事務を所掌する。

のほか、当該下欄に掲げる事務を所掌する。



北秋田地域振興局建設部企画道路課	北秋田地域振興局建設部用地課	山本地域振興局建設部河川砂防課	秋田地域振興局建設部都市計画課	秋田地域振興局建設部用地課	秋田地域振興局建設部河川砂防課	由利地域振興局建設部河川砂防課
北欧の杜公園の建設に関すること。	北欧の杜公園の管理に関すること。	海岸の工事に関すること。	小泉瀉公園及び中央公園の建設に関すること。	小泉瀉公園及び中央公園の管理に関すること。	海岸の工事に関すること。	海岸の工事及び港湾の整備に関すること。

(北秋田地域振興局大館地区総合事務所の所掌事務)

第十五条の十 北秋田地域振興局大館地区総合事務所は、次の事務を所掌する。

一 第十五条の五第一項総務経理課の項に規定する事務のうち次に掲げるもの

(一) 北秋田地域振興局総務企画部県税課、大館福祉環境部及び大館地区総合事務所に係る人事、給与、文書及び財務に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(二) 大館市並びに北秋田郡比内町及び田代町に所在する地方機関並びに北秋田地域振興局総務企画部県税課、大館福祉環境部及び大館地区総合事務所の職員の福利厚生に関すること。

(三) 大館市並びに北秋田郡比内町及び田代町の区域に係る公有財産並びに証紙に関すること(他の所管に属するものを除く。)

二 大館市並びに北秋田郡比内町及び田代町の区域に係る第十五条の五第一項地域企画課の項に規定する事務(同項第一号、第三号、第四号、第八号及び第十号から第二十二号までに掲げる事務を除く。)

三 大館市並びに北秋田郡比内町及び田代町に所在する地方公所並びに北秋田地域振興局総務企画部県税課、大館福祉環境部及び大館地区総合事務所に係る第十五条の五第一項出納室の項に規定する事務

(秋田地域振興局八郎潟基幹施設管理事務所の所掌事務)

第十五条の十一 秋田地域振興局八郎潟基幹施設管理事務所は、八郎潟干拓事業により造成された防潮水門、排水機場等の基幹施設の管理運営及び大潟土地改良区の受託土地改良財産の管理指導に関する事務を所掌する。

(仙北地域振興局仙北平野農村整備事務所の所掌事務)

第十五条の十二 仙北地域振興局仙北平野農村整備事務所は、仙北平野における大規模な土地改良事業に関する事務を所掌する。

(地域振興局のダム管理事務所の所掌事務)

第十五条の十三 地域振興局のダム管理事務所は、ダムの維持管理に関する事務を所掌する。

第二章第三節第四款及び第五款を次のように改める。

第四款及び第五款 削除

第二十二条から第二十八条まで 削除

第三十条の二第一項の表秋田県立大学の項中

システム科学技術研究科	機械知子情報環境システム科学
-------------	----------------

能システム学専攻 電  
システム学専攻 建築  
STEM学専攻 経営シ  
工学専攻 総合システ  
専攻

システム科学技術研究科	機械知能システム学専攻 子情報システム学専攻 環境システム学専攻 経 STEM工学専攻 総合シ ム科学専攻
生物資源科学研究科	生物機能科学専攻 遺伝 科学専攻

電 建 営 ス  
学 築 営 テ  
専 専 専  
攻 攻 攻  
に改める。

資源

第三十条の四第一項秋田県立大学生物資源科学部の項を削り、同条第二項の表秋田県立大学生物資源科学部附属生物工学研究所の項を削る。

第三十条の五第四項を削り、同条第五項附属生物工学研究所の項を削り、同条第五項を同条第四項とする。

第二章第三節第六款の二を削る。

第三十一条を次のように改める。

(事務)

第三十一条 福祉事務所は、社会福祉法第十四条第五項に規定する事務のほか、特別障害者手当及び障害児福祉手当の支給に関する事務を行う機関とする。

第三十二条中「行政機関設置条例第四条」を「秋田県行政機関設置条例(昭和四十三年秋田県条例第四十六号。以下「行政機関設置条例」という。)(第二条」に、「同条例第四条」を「同条例第二条」に改める。

第三十三条及び第三十四条を次のように改める。

(内部組織)

第三十三条 福祉事務所に、企画福祉課を置く。

第三十四条 削除

第三十六条第一項中「第六条第一項」を「第四条第一項」に改める。

第三十七条の表中 「総務企画課  
保健福祉課」 を「企画福祉課」に改める。

第三十八条第一項総務企画課の項第三号を次のように改める。

三 地域保健対策の推進に關すること。

第三十八条第一項総務企画課の項第四号中「(他の所管に属するものを除く。)」を削り、同項中第五号から第七号までを削り、第八号を第五号とし、第九号を削り、第十号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 精神保健及び精神障害者の福祉並びに精神障害者に関する団体に関すること。

第三十八条第一項総務企画課の項中第十一号を削り、第十二号を第八号とし、第十三号を第九号とし、同条第一項中「総務企画課」を「企画福祉課」に改め、同項保健福祉課の項を削り、同条第一項健康・予防課の項第三号を次のように改める。

三 母性及び乳幼児並びに老人の保健に關すること。

第三十八条第一項健康・予防課の項中第九号を第十一号とし、第五号から第八号までを二号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の二号を加える。

五 栄養士、管理栄養士及び調理師に關すること。

六 歯科保健に關すること。

第三十八条第一項環境指導課の項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十二号までを一号ずつ繰り上げる。

第三十九条及び第四十条を次のように改める。

第三十九条及び第四十条 削除

第四十一条第四号中「第十二条第二項第二号」を「第十二条第二項」に改め、同号を同条第七号とし、同条第三号中「(昭和三十五年法律第三十七号)(第十二条第二項第一号」を「第十二条第二項」に、「相談」を「専門的な知識及び技術を必要とする相談及び指導」に改め、同号を同条第六号とし、同条第二号を同条第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十二条第二項の規定による市町村の更生援護の実施に係る市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助及びこれらに付随する業務に關すること。

第四十一条第一号中「(昭和二十四年法律第二百八十三号)」を削り、「処分」を「処分」に改め、同号を同条第三号とし、同条に第一号及び第二号として次のように加える。

一 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十一条第二項の規定による市町村の援護の実施に係る市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助及びこれらに付随する業務に關すること。

二 身体障害者福祉法第十一条第二項の規定による身体障害者についての専門的な知識及び技術を必要とする相談及び指導に關すること。

第六十条中「第五条」を「第三条」に改める。

第九十五条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第九十八条第一項第四号中「第九十五条第四号及び第五号」を「第九十五条第三号及び第四号」に改め、同条第二項中「から第三号」を「及び第二号」に改める。

第一百四条中「第七条第二項」を「第五条第二項」に改める。

第一百六条中「第八条第二項」を「第六条第二項」に改める。

第二章第三節第三十九款から第四十一款までを次のように改める。

第三十九款から第四十一款まで 削除

第一百二十二条から第一百二十二条まで 削除

第一百三十条中「第十条第一項」を「第七条第一項」に改める。

第百四十六条中「第十一条」を「第八条」に改める。  
第二章第三節第五十款から第五十四款までを次のように改める。

第五十款から第五十四款まで 削除

第百五十一条から第百六十四条まで 削除  
第二章第三節第七十款から第七十四款までを次のように改める。

第七十款から第七十四款まで 削除

第百六条から第百二十一条まで 削除

第二章第三節第七十八款を次のように改める。

第七十八款 削除

第二百三十一条から第二百三十四条まで 削除

第二章第三節第八十三款を削り、同節第八十四款中第二百四十四条の四を第二百四十四条の二とし、同款を同節第八十三款とする。

第二百四十五条第二項の表第三号中「地方部長」を「地域振興局長」に、「地方部」を「地域振興局」に改め、同表中第五十号を第五十一号とし、第四十九号を第五十号とし、同表第四十八号中「建設事務所」を「地域振興局の建設部」に改め、同表同表第四十九号とし、同表中第四十七号を第四十八号とし、第四十一号から第四十六号までを一号ずつ繰り下げ、同表第四十号中「健康福祉センター、保健所、総合農林事務所、建設事務所及びダム管理事務所の出張所」を「地域振興局の事務所の出張所」に改め、同号を同表第四十一号とし、同表中第三十九号を第四十号とし、第二十九号から第三十八号までを一号ずつ繰り下げ、第二十八号を削り、第二十七号を第二十九号とし、第二十三号から第二十六号までを二号ずつ繰り下げ、同表第二十二号中「衛生科学研究所」を「地域振興局、衛生科学研究所」に改め、同号を同表第二十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十四	所 長	地域振興局の事務	上司の命を受けて、地域振興局の事務所の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
-----	-----	----------	---

第二百四十五条第二項の表中第二十一号を第二十二号とし、第七号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、同表第六号中「第十二号」を「第十三号」に改め、同号を同表第七号とし、同表第五号を同表第六号とし、同表第四号の次に次の一号を加える。

五	局 長	国際教養大学設置準備事務局	上司の命を受けて、国際教養大学設置準備事務局の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
---	-----	---------------	---

第二百四十五条第二項の表備考一中「第二十二号」を「第二十三号」に改め、同表備考五中「同表」を「局、同表」に改める。

第二百四十五条第三項の表第三号中

自治研修所、地域農業改良普及センター、農業試験場、果樹試験場、総合食品研究所、畜産試験場、水産振興センター、森林技術センター、工業高度技術研究所	自治研修所、地域農業改良普及センター、農業試験場、果樹試験場、総合食品研究所、畜産試験場、水産振興センター、森林技術センター、工業高度技術研究所	所属長を補佐し、所属とき又は所属長が欠けたときは、その職務を代理する。
--	--	-------------------------------------

長に事故があるときは、その

を

自治研修所、地域農業改良普及センター、農業試験場、果樹試験場、総合食品研究所、畜産試験場、水産振興センター、森林技術センター、工業高度技術研究所	自治研修所、地域農業改良普及センター、農業試験場、果樹試験場、総合食品研究所、畜産試験場、水産振興センター、森林技術センター、工業高度技術研究所	所属長を補佐し、所属長に事故があるとき又は所属長が欠けたときは、その職務を代理する。
地域振興局の部	地域振興局の部長を補佐し、地域振興局の部長に事故があるとき又は地域振興局の部長が欠けたときは、その職務を代理する。	

に改め、同表中第十三号を削り、第十二号を第十三号とし、第九号から第十一号

までを一号ずつ繰り下げ、同表第八号中「建設管理課」を「農地整備課 建設管理課」に改め、同号を同表第九号とし、同表第七号の次に次の一号を加える。

八	防 災 監	総合防災課	上司の命を受けて、防災に関する特に重要な事項の調査、調整等をつかさどる。
---	-------	-------	--------------------------------------

第二百四十五条第三項の表第十七号中「健康福祉センター」を削り、同表第三十号中「健康福祉センター」を「地域振興局福祉環境部」に改め、同条第四項中「第二百四十四条の四」を「第二百四十四条の二」に改め、同条第五項中「第四十七号」を「第四十八号」に、「第四十八号から第五十号まで」を「第四十九号から第五十一号まで」に改める。

附 則

( 施行期日 )

- この規則は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第十四条第一項の表秋田県クリーニング師試験委員の項の改正規定は公布の日から、同表秋田県自然環境保全審議会の項の改正規定は、同月十六日から施行する。  
(経過措置)
- 平成十五年三月三十一日において次の表の上欄に掲げる課又は室に勤務を命じられていた職員は、別に人事異動の発令がされないときは、同年四月一日をもって当

該下欄に掲げる課又は局に勤務を命じられたものとする。

企画振興部学術振興課国際系大 学設置準備室	企画振興部国際教養大学設置準備事務局
農林水産部水田総合利用推進課	農林水産部水田総合利用課

( 秋田県公報発行規則の一部改正 )

3 秋田県公報発行規則(昭和二十九年秋田県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

第七条第一号中「掲げる課」の下に「及び局」を加え、「及び」を「並びに」に、「第十五条の四第二項」を「第十五条の四第三項」に、「北秋田地方部大館地区総合事務所」を「地域振興局の事務所」に改める。

( 秋田県知事の職務を代理する上席の事務吏員を定める規則の一部改正 )

4 秋田県知事の職務を代理する上席の事務吏員を定める規則(平成九年秋田県規則第八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第二百四十五条第一項」を「第二百四十五条第二項」に改める。

発 行 者 秋 田 県

印 刷 所

購 読 料 金 一 月 三 千 五 百 円

印 刷 者

秋田市山王四丁目一番一号

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話(862)八七六六 FAX(863)〇〇〇五  
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原印刷社